



熊本県公報

第 1 1 3 9 1 号

平成 18 年 4 月 7 日 (金)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○ 収納事務の委託 (熊本港).....	(港湾課)	2
○ " (八代港).....	(港湾課)	2
○ 熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部改正.....	(地域政策課)	2
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....	(森林保全課)	2
○ 保安林の指定に関する予定.....	(")	3
○ ".....	(")	3
○ ".....	(")	3
○ 熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項.....	(税務課)	4
○ 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定.....	(健康危機管理課)	8
○ 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退.....	(")	8
○ 宇城広域連合の処理する事務及び規約の変更.....	(市町村総室)	8
○ 公有水面埋立てのしゅん功認可.....	(河川課)	8
○ 海区漁業調整委員会の事務所の所在地の変更.....	(水産振興課)	9
○ 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護).....	(高齢者支援総室)	10
○ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定.....	(")	10
○ 公有水面埋立に伴うしゅん功認可.....	(漁港漁場整備課)	10

公 告

○ 宇土都市計画用途地域の変更.....	(都市計画課)	11
○ 団体営土地改良事業施行の適否決定.....	(農村計画・技術管理課)	11
○ ".....	(")	11
○ 県営土地改良事業計画の決定.....	(")	11
○ ".....	(")	12
○ ".....	(")	12
○ 土地改良区役員の氏名変更.....	(")	12
○ 特定非営利活動法人の設立認証申請.....	(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	12
○ ".....	(")	12
○ 県庁 NOC 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者の決定.....	(情報企画課)	13
○ 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了.....	(建築課)	13
○ 団体営土地改良事業施行の認可.....	(農村計画・技術管理課)	13
○ 団体営土地改良事業施行の適否決定.....	(")	13
○ 県営土地改良事業計画の決定.....	(")	14
○ ".....	(")	14
○ ".....	(")	14
○ ".....	(")	14
○ ".....	(")	15
○ ".....	(")	15
○ ".....	(")	15
○ ".....	(")	15
○ ".....	(")	16
○ ".....	(")	16
○ ".....	(")	16
○ ".....	(")	16
○ ".....	(")	17
○ ".....	(")	17
○ ".....	(")	17
○ ".....	(")	17
○ ".....	(")	18
○ ".....	(")	18
○ ".....	(")	18
○ 団体営土地改良事業施行の適否決定.....	(")	19
○ 土地改良区役員の退任及び就任.....	(")	19
○ 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了.....	(建築課)	20

登 載 依 頼

- 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(体育保健課) 20

告 示

熊本県告示第 412 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料等の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）第 6 条に規定する使用料等の収納
- 2 委託の相手方
くまもとファズ株式会社 熊本市花畑町 7 番 10 号
- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

熊本県告示第 413 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料等の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）第 6 条に規定する使用料等の収納
- 2 委託の相手方
八代港運株式会社 熊本県八代市新港町二丁目 4 番地の 3
- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

熊本県告示第 414 号

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項
熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項（平成 4 年熊本県告示第 780 号）の一部を次のように改正する。

4 指導方針の項（1）本文に次のただし書を加える。

ただし、ア及びイにおける「市町村」は、当分の間「平成 15 年 3 月 31 日現在における市町村の区域」とし、総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「措置法」という。）の適用については、事前協議を行おうとする時点における開発区域の取扱いによるものとする。

同項（1）ア中「総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）」を「整備法」に改める。

同項（1）イ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）」を「措置法」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県ゴルフ場の開発に関する指導要項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県告示第 415 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1（1）保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- （2）指定の目的 水源のかん養
- （3）指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市 (次の図に示す部分に限る。)
(2) 指定の目的 公衆の保健
(3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 416 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字坂ノ元 3343 の 1
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂ノ元 3343 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 417 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字波多島字大迫 610 の 3 (次の図に示す部分に限る。)、611 の 3
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大迫 610 の 3、611 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 418 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲字橋口 854 の 1
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字橋口 854 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 419 号

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項を次のように定める。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項

(目的)

- 第 1 条 この要項は、産業廃棄物税の特別徴収事務の特異性にかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助し、産業廃棄物税の徴収の円滑な運営を図り、併せて納期内納入の促進に資することを目的とする。

(交付の要件)

- 第 2 条 産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金（以下「交付金」という。）は、産業廃棄物税の特別徴収義務者に対して交付する。ただし、交付金算定の対象となった期間中において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反の疑いにより通告若しくは告発の処分を受けた者又は産業廃棄物税の滞納があつてその完納の見込みがないと地域振興局長又は熊本県税事務所長（以下「地域振興局長等」という。）が認める者に対しては交付しない。

(交付額の算定)

- 第 3 条 交付金は、当該交付の日の属する年（以下「当該年」という。）の前年度に調定した税額で、納期限（更正又は決定に係る納期限を除く。以下同じ。）及び徴収猶予期限（地方税法第 15 条の徴収猶予に係る猶予期限を除く。以下同じ。）までに納入された税額に 1,000 分の 25 の交付率を乗じて得た金額を限度として、予算の範囲内で交付する。
2 前項の規定により計算した金額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
3 第 1 項の場合において、当該税額が地方税法第 16 条の 2 に規定する有価証券による納入の委託を受け、その取立て及び納入を金融機関に再委託したものであるときは、当該有価証券の支払期日後その取立て及び納入に通常必要とする期間内に当該税額が納入されたときに限り、その納入の日が納期限後又は徴収猶予期限後である場合においても納期限まで又は徴収猶予期限までに納入されたものとみなす。

(業種組合等の受領手続)

- 第 4 条 業種組合等は、自己に所属する特別徴収義務者から交付金を受領する権限の委任を受けた場合には、委任状（別記第 1 号様式）を取りまとめのうえ、特別徴収事務取扱交付金一括受領申出書（別記第 2 号様式）に添付し、毎年 4 月末日までに課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

(交付金の交付時期)

- 第 5 条 地域振興局長等は、特別徴収事務取扱交付金交付通知書（別記第 3 号様式）によって特別徴収義務者又は業種組合等に通知し、毎年 6 月末日までに交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

- 第 6 条 地域振興局長等は、交付金を交付した後において、交付額算定の基礎となった納入税額を特別徴収義務者に還付したときは、当該還付額に係る交付金の返還を命ずることができる。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成 17 年 7 月調定に係る分から適用する。

別記第 1 号様式

委 任 状

(組合名) 様

熊本県 地域振興局長

から私に交付される 年度分産業廃棄物税特別徴収事務取扱

熊本県熊本県税事務所長

交付金の受領に関する一切の権限を貴組合に委任します。

年 月 日

[illegible]

別記第 2 号様式

特別徴収事務取扱交付金一括受領申出書

年 月 日

熊本県 地域振興局長
様
熊本県熊本県税事務所長

所在地
名 称
代表者 印

年度分産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金の受領について ほか 人から
委託を受けたので、一括して交付されるよう委任状を添付して申し出ます。

別記第 3 号様式

特別徴収事務取扱交付金交付通知書

税第 号
年 月 日

様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

年度分産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金を下記のとおり交付しますから、別添送金通知書により印鑑（法人の場合は社印及び代表者印）御持参のうえ、お受け取りください。

記

- 1 交 付 額 別添送金通知書記載のとおり
（一括受領に係る明細については、別紙内訳書のとおり）
- 2 交付場所 別添送金通知書記載の肥後銀行本・支店

熊本県告示第 420 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所在地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
44	阿蘇市黒川 1499-4	アスリード薬局	阿蘇市一の宮町宮地 2199 番地 1	有限会社 アスリー ド	平成 18 年 3 月 1 日
45	山鹿市山鹿 494-7	市立病院前薬局	熊本市古城町 2 番 16 号	株式会社 ミユキメ ディカル	平成 18 年 3 月 8 日
46	葦北郡津奈木町岩城 2320	おれんじ歯科ク リニック	熊本市武蔵ヶ丘 5-14 -5	宇野 哲也	平成 18 年 3 月 9 日
47	水俣市桜井町 1-2-8	佐藤神経内科ク リニック	熊本市出水七丁目 16 -9	佐藤 宏	平成 18 年 4 月 1 日
48	合志市御代志 817-4	三恵薬局 合志 店	熊本市田迎町田井島 223-3	有限会社 峰正商事	平成 18 年 3 月 15 日
49	本渡市亀場町大字亀 川 1886-9	エム薬局	本渡市亀場町大字亀 川 1886-9	有限会社 エム薬局	平成 18 年 3 月 10 日
50	上天草市大矢野町上 1283-3	医療法人社団 輝隆会 福本眼 科	上天草市大矢野町上 1283-3	医療法人社団 輝隆 会	平成 18 年 3 月 10 日

熊本県告示第 421 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所 在 地	名 称	開 設 者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
上天草市大矢野町登 立 14145-4	中村歯科医院	上天草市大矢野町登 立 8330-3 川崎ハイ ツ 2 号	岡本 昌也	平成 18 年 2 月 28 日
本渡市栄町 15 番 20 号	原田内科医院	本渡市栄町 15 番 20 号	原田 研二	平成 18 年 2 月 1 日
合志市御代志 817-4	三恵薬局 西合志 店	熊本市田迎町田井島 223-3	有限会社 峰 正商事	平成 18 年 2 月 28 日

熊本県告示第 422 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 24 日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成 18 年 3 月 30 日付けで許可した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 423 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

- 平成 18 年 3 月 30 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草市東浜町 8 番 1 号
道路管理者 天草市 代表者 天草市長職務執行者 西村武典
- 3 埋立区域
(1) 位置
天草市新和町小宮地字浦 9388 の 15、9388 の 18 及び 9388 の 9 に隣接する道路地先、字大石ノ丸 9463 の 3 に隣接する道路、9463 の 3、9463 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路並びに 9389、9389 に隣接する道路地先、字中波江 9518 の 3、9521 の 2、9524 の 2、9522 の 2 及び 9526 の 2 に隣接する道路地先、字中波江 9526 の 2 及び 9544 の 2 に隣接する水路地先、字中波江 9544 の 2 に隣接する道路地先及び 9547 の 3 に隣接する堤地先公有水面
- (2) 区域
次の①の地点から㉟の地点までを順次直線で結んだ線と㉟の地点と①の地点を結ぶ平成 14 年の秋分の日満潮位 (DL + 1.84 メートル) における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域
- ①の地点 天草市新和町中田港防波堤灯台 (北緯 32 度 19 分 46 秒、東経 130 度 09 分 41 秒) から 70 度 54 分 10 秒、1,858.42 メートルの地点
- | | | |
|------|------------------------|---------------|
| ②の地点 | ①の地点から 153 度 36 分 51 秒 | 4.33 メートルの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から 154 度 11 分 12 秒 | 5.32 メートルの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から 158 度 53 分 08 秒 | 7.03 メートルの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から 163 度 39 分 07 秒 | 6.93 メートルの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から 174 度 31 分 24 秒 | 10.72 メートルの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から 183 度 14 分 36 秒 | 5.78 メートルの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から 193 度 04 分 41 秒 | 6.67 メートルの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から 200 度 08 分 51 秒 | 7.62 メートルの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から 296 度 27 分 57 秒 | 1.00 メートルの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から 201 度 09 分 00 秒 | 4.07 メートルの地点 |
| ⑫の地点 | ⑪の地点から 116 度 55 分 51 秒 | 1.00 メートルの地点 |
| ⑬の地点 | ⑫の地点から 206 度 39 分 00 秒 | 20.40 メートルの地点 |
| ⑭の地点 | ⑬の地点から 206 度 55 分 51 秒 | 8.04 メートルの地点 |
| ⑮の地点 | ⑭の地点から 206 度 28 分 39 秒 | 12.06 メートルの地点 |
| ⑯の地点 | ⑮の地点から 205 度 09 分 58 秒 | 8.19 メートルの地点 |
| ⑰の地点 | ⑯の地点から 202 度 17 分 01 秒 | 7.81 メートルの地点 |
| ⑱の地点 | ⑰の地点から 198 度 36 分 28 秒 | 4.64 メートルの地点 |
| ⑲の地点 | ⑱の地点から 195 度 53 分 04 秒 | 6.25 メートルの地点 |
| ⑳の地点 | ⑲の地点から 192 度 45 分 36 秒 | 6.25 メートルの地点 |
| ㉑の地点 | ㉑の地点から 189 度 19 分 11 秒 | 8.29 メートルの地点 |
| ㉒の地点 | ㉒の地点から 186 度 06 分 32 秒 | 10.22 メートルの地点 |
| ㉓の地点 | ㉓の地点から 184 度 18 分 28 秒 | 10.07 メートルの地点 |
| ㉔の地点 | ㉔の地点から 184 度 02 分 11 秒 | 26.47 メートルの地点 |
| ㉕の地点 | ㉕の地点から 183 度 49 分 36 秒 | 13.48 メートルの地点 |
| ㉖の地点 | ㉖の地点から 185 度 16 分 47 秒 | 9.90 メートルの地点 |
| ㉗の地点 | ㉗の地点から 186 度 21 分 43 秒 | 9.84 メートルの地点 |
| ㉘の地点 | ㉘の地点から 189 度 19 分 43 秒 | 11.32 メートルの地点 |
| ㉙の地点 | ㉙の地点から 191 度 15 分 06 秒 | 5.49 メートルの地点 |
| ㉚の地点 | ㉚の地点から 281 度 49 分 03 秒 | 2.00 メートルの地点 |
| ㉛の地点 | ㉛の地点から 192 度 07 分 04 秒 | 3.23 メートルの地点 |
| ㉜の地点 | ㉜の地点から 102 度 24 分 18 秒 | 2.00 メートルの地点 |
| ㉝の地点 | ㉝の地点から 193 度 35 分 03 秒 | 19.45 メートルの地点 |
| ㉞の地点 | ㉞の地点から 194 度 20 分 36 秒 | 3.92 メートルの地点 |
| ㉟の地点 | ㉟の地点から 194 度 21 分 41 秒 | 61.58 メートルの地点 |
| ㊱の地点 | ㊱の地点から 284 度 21 分 41 秒 | 2.00 メートルの地点 |
| ㊲の地点 | ㊲の地点から 194 度 21 分 53 秒 | 6.28 メートルの地点 |
| ㊳の地点 | ㊳の地点から 100 度 31 分 17 秒 | 3.26 メートルの地点 |
- (3) 面積
712.14 平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号
平成 17 年 3 月 28 日 熊本県指令河第 24 号
- 6 関係図書の閲覧
天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して 10 年間据え置くものとする。

熊本県告示第 424 号

昭和 25 年 9 月 30 日熊本県告示第 475 号 (海区漁業調整委員会の事務所の所在地) を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県有明海区漁業調整委員会の事務所
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部水産振興課内
 天草不知火海区漁業調整委員会の事務所
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部水産振興課内

熊本県告示第 425 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス・海 宇城市三角町三角浦 1314 番 9	有限会社地域ケアプラン研究所・海	平成 18 年 3 月 29 日

熊本県告示第 426 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム遊鳥 天草市栖本町湯船原 759 番	有限会社さかがわ	平成 18 年 3 月 29 日

熊本県告示第 427 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 31 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 塩屋漁港管理者 熊本県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
熊本市河内町大字河内字塩屋 888 の 2、字白岩 1161 の 5、字迫 1180 の 2 及び字迫 1180 の 2 に隣接する平成 5 年 8 月 10 日付け熊本県指令漁第 24 号でしゅん功認可された埋立地地先公有水面
 - (2) 区域
次の 1 の地点から 5 の地点までを順次直線で結んだ線、5 の地点から 8 の地点までを結ぶ平成 5 年 8 月 10 日付け熊本県指令漁第 24 号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL + 4.76 メートルにより決定）及び 8 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 14 年春分の日満潮位（DL + 4.76 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - 1 の地点 塩屋漁港燈台（北緯 32 度 48 分 58 秒、東経 130 度 35 分 21 秒）から 77 度 57 分 38 秒 481.438 メートルの地点
 - 2 の地点 1 の地点から 336 度 23 分 59 秒 2.378 メートルの地点
 - 3 の地点 2 の地点から 340 度 31 分 22 秒 3.686 メートルの地点
 - 4 の地点 3 の地点から 24 度 06 分 05 秒 79.676 メートルの地点
 - 5 の地点 4 の地点から 112 度 06 分 19 秒 0.805 メートルの地点
 - 6 の地点 5 の地点から 203 度 58 分 40 秒 4.161 メートルの地点
 - 7 の地点 6 の地点から 109 度 35 分 59 秒 10.330 メートルの地点
 - 8 の地点 7 の地点から 11 度 12 分 17 秒 32.082 メートルの地点
 - (3) 面積
6,047.71 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課

公 告

熊本県公告第 263 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画用途地域（富合町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 264 号

小国町長宮崎暢俊から協議のあった秋原地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成 18 年 3 月 30 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
秋原地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
小国町役場

熊本県公告第 265 号

産山村長佐藤敬助から協議のあった上宇土地地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 3 月 30 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
上宇土地地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第 266 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営楠浦地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営楠浦地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 267 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営御領南地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営御領南地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 268 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営腹赤地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営腹赤地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
長洲町役場

熊本県公告第 269 号

上益城郡嘉島町高田堰掛土地改良区役員の氏名を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	新 氏 名	旧 氏 名	住 所
理事	栗崎 亘	栗崎 亘	上益城郡嘉島町大字犬淵 266 番地

熊本県公告第 270 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 3 月 29 日
- 2 名称
NPO 法人サポートセンターにじいろ
- 3 代表者の氏名
岡田 稔久
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市九品寺一丁目 17 番 9 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、発達障害児者、知的障害児者、及びその家族らが、地域の中で豊かな生活を営んでいくために必要な事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 271 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 3 月 29 日
- 2 名称

- 特定非営利活動法人夢屋プラネットワークス
- 3 代表者の氏名
宮本 誠一
- 4 主たる事務所の所在地
阿蘇市黒川 611 番地 2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を行い、地域と社会の保健福祉の増進を図り、身体、知的、精神障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

熊本県公告第 272 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 18 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 3 月 22 日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町 3 番 1 号
- 5 落札金額
140,175,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 6,675,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 18 年 2 月 6 日

熊本県公告第 273 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字杉水字岩迫 1118 番 1 及び里道の一部
3,814.52 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池市旭志川辺 1126 番地 12
株式会社エムアイティ

熊本県公告第 274 号

平成 18 年 2 月 2 日付けで南阿蘇村よな子地区土地改良事業共同施行者緒方忠義ほか 11 人から申請のあったよな子地区土地改良事業（区画整理）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 29 日付けで認可した。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 275 号

宇土市宇土八水土地改良区理事長田中正から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成 18 年 3 月 30 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
杉島地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
富合町役場
宇土八水土地改良区事務所

熊本県公告第 276 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（牧の原工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（牧の原工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第 277 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（古閑迫工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（古閑迫工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第 278 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（福原工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（福原工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 279 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（岩戸川工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（岩戸川工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の

写し

- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 280 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（西寒野工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（西寒野工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 281 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（餅畑工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（餅畑工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第 282 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 283 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（下豊内工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（下豊内工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで

3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 284 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（西寒野工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（西寒野工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
 - 3 縦覧場所
甲佐町役場
-

熊本県公告第 285 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（田口工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（田口工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
 - 3 縦覧場所
甲佐町役場
-

熊本県公告第 286 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（世持工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（世持工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
 - 3 縦覧場所
甲佐町役場
-

熊本県公告第 287 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（水越工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（水越工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
 - 3 縦覧場所
御船町役場
-

熊本県公告第 288 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 289 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（中早川工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（中早川工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 290 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（中横田工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 291 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（三箇池工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（三箇池工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 292 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央 2 期地区（鎌迫池工区）土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央 2 期地区（鎌迫池工区）土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 293 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宮原地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宮原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県公告第 294 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営石坂地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営石坂地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
錦町役場及びあさぎり町役場

熊本県公告第 295 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営下井手地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営下井手地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 296 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営曾畑地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営曾畑地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告第 297 号

益城町長川崎義秀から協議のあった広安地区土地改良事業（暗渠排水）の施行については、平成 18 年 3 月 30 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
広安地区土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 4 月 10 日から平成 18 年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 298 号

下益城郡城南町緑川南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	小 林 佳 之	下益城郡城南町大字下宮地 723 番地の 3
"	村 崎 秀	下益城郡富合町大字榎津 1038 番地
"	南 部 潤 一	下益城郡城南町大字今吉野 425 番地
"	吉 田 幸 夫	下益城郡城南町大字坂野 1980 番地
"	東 矢 重 秋	下益城郡城南町大字千町 2026 番地の 1
"	陣 清 孝	下益城郡城南町大字丹生宮 580 番地
"	園 田 廣 光	下益城郡城南町大字赤見 1470 番地の 3
"	井 上 一 喜	下益城郡城南町大字宮地 1097 番地
"	園 田 一 人	下益城郡城南町大字下宮地 906 番地の 5
"	成 松 正 治	下益城郡城南町大字六田 773 番地
"	園 田 久 幸	下益城郡富合町大字榎津 798 番地
"	荒 木 敬 司	下益城郡富合町大字木原 2083 番地
"	那 須 均	下益城郡富合町大字南田尻 786 番地
"	平 江 昭 典	下益城郡富合町大字田尻 99 番地の 3
"	櫻 田 國 矢	下益城郡富合町大字志々水 285 番地
"	高 内 良 一	下益城郡富合町大字国町 125 番地
"	米 本 富 雄	下益城郡富合町大字菰江 368 番地の 1
"	桑 野 國 男	下益城郡富合町大字大町 1100 番地
監事	中 島 健 士	下益城郡城南町大字碓 313 番地
"	池 田 征 助	下益城郡城南町大字宮地 1440 番地の 2
"	松 川 孝 廉	下益城郡富合町大字碓江 118 番地
"	松 本 忠 房	下益城郡富合町大字莎崎 747 番地
就任		
理事	小 林 佳 之	下益城郡城南町大字下宮地 723 番地の 3
"	村 崎 秀	下益城郡富合町大字榎津 1038 番地

〃	倉 岡 則 幸	下益城郡城南町大字今吉野 772 番地
〃	坂 井 優	下益城郡城南町大字千町 1131 番地の 1
〃	鋤 野 博	下益城郡城南町大字永 1256 番地
〃	大 橋 修 一	下益城郡城南町大字高 327 番地
〃	住 田 建 一	下益城郡城南町大字碓 865 番地
〃	森 林 幸 則	下益城郡城南町大字宮地 742 番地
〃	相 良 光 治	下益城郡城南町大字下宮地 201 番地の 5
〃	桑 原 信 男	下益城郡城南町大字島田 725 番地
理事	牧 博 史	下益城郡富合町大字榎津 1089 番地
〃	伊津野 享	下益城郡富合町大字木原 2050 番地
〃	改 原 勝 義	下益城郡富合町大字新 566 番地
〃	北 野 良 一	下益城郡富合町大字田尻 366 番地
〃	西 村 洋 右	下益城郡富合町大字古閑 1204 番地
〃	志 垣 勉	下益城郡富合町大字小岩瀬 960 番地
〃	木 村 憲 正	下益城郡富合町大字莎崎 823 番地
〃	高 木 良 一	下益城郡富合町大字大町 414 番地
監事	河 原 鐵 重	下益城郡城南町大字千町 2228 番地
〃	山 川 仲 義	下益城郡城南町大字島田 30 番地
〃	森 下 浩 明	下益城郡富合町大字西田尻 747 番地
〃	高 内 良 一	下益城郡富合町大字国町 125 番地

熊本県公告第 299 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字府内 1355 番 1 の一部、同 1358 番 1 の一部、同 1358 番地 2 の一部、同 1359 番 1、同 1359 番 3、同 1360 番 1 及び同 1361 番 1 の一部
3,407.77 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字広崎 1107 番地
有限会社松本企画

登 載 依 頼

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 7 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第 11 号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 2 年熊本県教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。